

会員規約

この会員規約（以下「本規約」）は、一般社団法人日本地方創生 DX 協議会（以下「当協議会」）と一般社団法人日本地方創生 DX 協議会会員（以下「会員」）との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。一般社団法人日本地方創生 DX 協議会事務局（以下「当協議会事務局」）では、入会の申し込みをいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

第1章 総 則

第1条（目的）

当協議会は、会員相互の連携を行い、地方の DX 化（デジタルトランスフォーメーション化）を推進することによってより良い社会を目指すことを宣言します。

第2条（会員規約の適用）

当協議会は、会員との間に本規約を定め、これにより当協議会の運営を行います。また、当協議会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第3条（会員規約の変更）

当協議会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当協議会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協議会が適切と判断する方法により通知及び公開した時点から、その効力を生じます。

第4条（用語の定義）

本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

1. 会員とは、当協議会会員の総称です。
2. 書面とは、当協議会が指定した書式による文書、または任意の書式による文書（電子書面を含みます）を指します。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当協議会事務局への通知、連絡も書面と認められます。

第2章 入会申込等

第5条（入会申込）

当協議会への入会の申込を希望する方は、当協議会が別に定める費用を払込み、当協議会の指定する方法において、入会の意思を当協議会事務局に提出することとします。

第6条（入会申込の拒絶等）

当協議会は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めないことがあり、その理由については公開を行いません。

1. 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
2. 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
3. 反社会的勢力、反社会的勢力の支配・影響を受けていること及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者であることが判明した場合
4. その他、当協議会が入会や会員増加を適当でないと判断した場合

第7条（会員の定義）

会員の種類、費用、資格および特典は、次の各号の通りです。なお会費は事業年度分の月額費を一括して支払う必要があり、会員の口数に制限はありません。

(1) 特別会員 A 無料

資格：DXに関連するツールを扱う企業や開発会社

特典：特別会員総会への参加、セミナー登壇・参加、WG/SIG参加、HP掲載 など

(2) 特別会員 B 100万円/月

資格：DXに関連するツールを扱う企業や開発会社

特典：特別会員総会への参加、セミナー登壇・参加、WG/SIGリーダー、HP掲載 など

(3) 相互会員 相互金額

資格：その他の社団法人

特典：会員総会への参加、セミナー登壇・参加、WG参加、HP掲載 など

(4) エバンジェリスト会員 無料

資格：当協議会の活動を推進する企業

特典：会員総会への参加、セミナー参加、WG/SIG参加、名刺や公認マークの使用、HP掲載 など

(5) 上級会員 50万円/月

資格：DXに関連するツールを扱う企業や開発会社

特典：特別会員総会への参加、セミナー登壇・参加、SIGリーダー など

(6) 一般会員 A 10万円/月

資格：DXに関連するツールを扱う企業や開発会社

特典：会員総会への参加、セミナー参加、SIG参加、情報取得、問い合わせ

(7) 一般会員 B 5万円/月

資格：DX化を目指す企業

特典：会員総会への参加、セミナー参加、情報取得、問い合わせ

(8) 一般ユーザ 無料

資格：DX化を目指す企業

特典：セミナー参加、問い合わせ

第8条（月会費の免除）

当協議会は、次の各号に該当する場合、月会費の免除や割引をします。

- (1) 当協議会の理事に就任した者は、就任期間中に支払うべき費用を免除又は割引をします。
- (2) その他、当協議会が適当と判断した場合。

第9条（会員資格有効期限）

当協議会の事業年度は毎年4月から翌年3月までとし、会員資格有効期限を次の各項に定めます。

1. 会員資格有効期限は、入会月が属する事業年度の3月末日までとします。ただし、入会
の意思を当協議会事務局に提出する日が有効期限満了日まで3ヶ月を切る場合には、
翌事業年度分の会員資格を含めた入会申込が行えるものとします。
2. 会員資格有効期限の起算月は、当協議会が入会を承認し、年会費が支払われた月としま
す。年度途中での入会の場合、事業年度の残りの月額分を一括して請求します。
3. 会員資格の継続を希望する会員は、有効期限満了日までに次年度の年会費を当協議会
所定の方法にて入金するものとし、入金が確認され次第、有効期限が満了日より1年間
延長されるものとします。
4. 有効期限が満了した場合であっても、会員は、当該満了日から3ヶ月を経過するまでの
間に次年度の年会費を入金することにより、満了日より1年間の継続ができます。尚、
有効期限満了日から3ヶ月を経過した後に再度当会への入会を希望する場合は、改め
て入会手続きを行うものとします。

第3章 入会申込記載事項の変更等

第10条（会員の氏名及び名称等の変更）

1. 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更
があったときは、速やかに書面によりその旨を当協議会事務局に通知する必要があります。
2. 前項の規定による変更通知の不在によって、当協議会からの会員への通知、連絡、書類
等が遅延または不達になったとしても、当協議会はその責を負わないものとします。

第4章 会員資格の喪失

第11条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (4) 1年以上年会費を滞納したとき。

(5) 社員の半数が不適切と判断したとき。

第12条（退会）

退会しようとする場合は、退会日の3ヶ月前までに退会届を当協議会事務局に届け出て退会することができます。

第13条（会員資格の停止・解除）

当協議会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 年会費が支払われないとき。
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) 当協議会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合又はその恐れのある行為をした場合。
- (4) 当協議会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき。
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (6) 当協議会、他の会員または第三者の名誉または信用を失落させる行為があったとき。
- (7) 本規約に違反した場合。
- (8) その他、当協議会事務局が会員として不適切と判断した場合。

第14条（抛出金品の不返還）

一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は、当協議会を解体する場合も含め、いかなる理由によっても返還しません。

第5章 会員資格有効期限終了に伴う措置

第15条（措置）

会員資格有効期限が過ぎ、当協議会からの通知のあとも、当協議会が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当協議会に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第6章 会員証の発行等

第16条（会員証の発行）

1. 当協議会は、会員に対し、会員証1枚を発行する場合があります。
2. 会員証の有効期限は、第8条で定める会員資格有効期限までとします。
3. 当協議会の活動、事業に参加する場合は会員証を提示してください。
4. 会員証及び会員に基づく権利は、当該会員以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、相続等を

することができません。

5. 会員証を紛失した場合は、理事の過半数の承認を得た上で、手数料5000円を添えて、再発行の手続きをしてください。
6. 会員証は、当該会員が会員ではなくなった場合、当協議会に返却するものとします。

第7章 商号及び商標等の利用

第17条（商号及び商標等の利用）

当協議会が定めた商号及び商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、当協議会の事前の書面による承認を得る必要があります。

第8章 禁止行為

第18条（禁止行為）

1. 会員は、当協議会事務局の承認を得ずに当協議会の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。
2. その他、当協議会の目的を理解し、第13条各号に定める行為、当協議会の主旨に反する行為等を行ってははいけません。

第9章 情報管理

第19条（個人情報の保護）

1. 会員の個人情報（住所・氏名・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等）は、プライバシー保護のため、全会員がその取り扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。
2. 当協議会は、当協議会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当協議会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第10章 知的財産

第20条（知的財産の帰属）

当協議会が創作する全ての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当協議会に帰属します。

第21条（知的財産の保護）

当協議会が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

第11章 損害賠償等

第22条（損害賠償）

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協議会が損害を受けた場合、当該会員は、当協議会が受けたいかなる損害も当協議会に賠償することとします。

第23条（免責）

当協議会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。また、公開したDXの関連情報についても、当協議会は一切の責任を負わないものとします。

第12章 残存条項

第24条（残存条項）

退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第15条、第18条から第23条及び本条の規定は有効に存続するものとします。

第13章 その他

第25条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第26条（裁判管轄）

当協議会及び会員は、当協議会と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第27条（規定の追加）

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当協議会が定めるものとします。

付 則

この規約は、令和4年5月1日より施行する。